

【新設】（販売代価と利息に相当する金額とが区分されている場合の譲渡に係る対価の額）

65 の 7(3)－4 の 2 法人が、基本通達 2－1－1 の 8 の資産の販売等又は資産の賃貸借に該当する資産の譲渡を行った場合（当該譲渡に係る対価の額と当該譲渡に係る利息相当額とが区分されている場合に限る。）において、当該譲渡について措置法第 65 条の 7 の規定を適用するときは、同条第 16 項第 3 号ロ及び第 4 号の「譲渡に係る対価の額」は、当該譲渡に係る販売代価の金額からその利息相当額を控除した金額による。

【解説】

- 1 本通達では、法人が法人税基本通達 2－1－1 の 8 に基づき、資産の販売等又は資産の賃貸借に係る利息相当額を当該資産の販売等又は資産の賃貸借に係る収益の額に含めていない場合において、特定の資産の買換えの場合の課税の特例（措法 65 の 7）を適用する際の圧縮限度額の計算の基礎となる譲渡資産の譲渡対価の額の計算に係る取扱いについて明らかにしている。
- 2 法人税基本通達 2－1－1 の 8 は、法人が資産の販売等又は資産の賃貸借を行った場合において、当該資産の販売等又は資産の賃貸借に係る契約の対価の額と現金販売価格との差額や、当該資産の販売等又は資産の賃貸借に係る目的物の引渡し又は役務の提供をしてから相手方が当該資産の販売等又は資産の賃貸借に係る対価の支払を行うまでの予想される期間及び市場金利の影響、その他の当該資産の販売等又は資産の賃貸借に関連する全ての事実及び状況を総合的に勘案して、当該資産の販売等又は資産の賃貸借に係る契約に金銭の貸付けに準じた取引が含まれていると認められるときは、継続適用を条件として、当該取引に係る利息相当額を当該資産の販売等又は資産の賃貸借に係る収益の額に含めないことができる旨を明らかにしている。
- 3 これは、契約に金銭の貸付けに準じた取引が含まれている場合には、当該取引に係る利息相当額を区分して処理を行うことも合理的であると認められることから、契約において重要な金融要素が含まれている場合の会計上の処理を受け入れることとしているものであるが、そのような場合、資産の販売等又は資産の賃貸借に係る対価の額は、契約に含まれる利息相当額を控除した金額と捉えることになるのであるから、本制度の適用に当たっても、圧縮限度額の計算の基礎となる譲渡資産の譲渡対価の額は、契約に含まれる利息相当額を控除した金額とすべきこととなる。

本通達では、そのことを念のため明らかにしている。